

2022年6月10日

株 主 各 位

第 10 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社は、第 10 期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」並びに「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきまして、法令及び定款第 15 条の規定に基づき、2022 年 6 月 2 日（木）からインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.astmax.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制及び方針	1～6 頁
連結株主資本等変動計算書	7 頁
連結計算書類の連結注記表	8～29 頁
株主資本等変動計算書	30 頁
計算書類の個別注記表	31 頁～40 頁

アストマックス株式会社

会社の体制及び方針

<業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要>

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を定めており、2021年3月24日開催の取締役会にて最終改定を行っております。

当事業年度末現在の基本方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。
- (2) 「コンプライアンス規程」を制定し、取締役による法令等の違反行為を禁止事項と規定する。併せて、これに違反した取締役に対する制裁規定を明文化する。
- (3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存・取扱規程」及び「稟議規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、取締役及び監査役が適切に保存された情報を常時閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理に関する規程として「リスク管理規程」を制定し、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備する。
- (2) 業務執行から生じるリスクを認識し、新たに生じることが予想されるリスクを検討した上で、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するために、取締役会が承認し、かつ統制された範囲でリスクをとることをリスク管理の基本理念とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を毎月1回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会を補強する会議として執行役員会及び常務会を週1回程度開催する。執行役員会は、執行役員による業務執行状況の確認、重要事項の審議、新規案件等の取り進め方針の審議、取締役会付議事項の事前打ち合わせ及び情報共有を目的とする。また、常務会は、グループ事業全般に係る基本方針の審議、新規事業参入等に関する審議、機密事項の審議、グループ幹部人事及び組織・制度改定等の審議を目的とする。
- (3) 事業戦略の審議、予算案並びに年度または中期事業方針等とそれらの見直し案の策定のための討議を目的として、代表取締役、執行役員、監査役及び各部室責任者等が参加する予算会議を年2回、開催する。
- (4) 当該定例取締役会付議予定の議案等に関し、議案説明及び審議等の場として、社内外の役員及び執行役員が参加する経営会議を、定例取締役会開催日に開催する。
- (5) 取締役の指名・報酬に関する透明性を高めることを目的として、社外役員を含めた任意の指名・報酬諮問委員会を年1回以上開催する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、法令等からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合には、直ちに是正できる社内体制を構築する。また、コンプライアンスに関する報告及び内部通報の体制を構築する。
- (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、従業員が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。
- (3) 「コンプライアンス規程」に違反した従業員に対する制裁規定を明文化する。

6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
「関係会社管理規程」を制定し、関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告を受ける体制、及び、関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受ける体制を構築する。

- b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
重要な子会社は、リスク管理に係る規程を定めて自らリスク管理を行い、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。
- c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要な子会社は、決裁権限に関する規程を定めて自らの業務を効率的に遂行し、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。
- d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象とし、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握する。
 - (2) 監査役会は、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織を置く。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、当該使用人の所属部室長等の指揮命令を受けないこととする。

9. 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

実効性を確保するために、取締役及び当該使用人の所属部室長は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員の業務が円滑に行えるように協力することとする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

「監査役監査基準」に基づき、監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役または従業員から定期的に求めることとする。また、監査役が取締役会その他重要な会議へ出席機会を確保する。取締役及び従業員等から情報を受領できる体制を整え、取締役及び従業員が監査役に報告するための体制を確立する。

11. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧することとする。
- (2) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図ることとする。
- (3) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めたときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査することとする。

12. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役監査基準」に基づき、内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン制度）が有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。コンプライアンス・ホットライン制度には報告者が不利益な取扱いを受けないような規定を整備する。

また、内部通報システムを利用しない報告等については、仮に監査役その他内部通報システムにおける被報告者以外の者が報告を受けた場合でも、情報提供者が特定されないような方策を講じるなど、情報提供者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

13. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」に監査費用に関する規定を設けており、費用について会社に償還を請求できることとする。

14. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」を定め、監査役会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の実施における環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることを規定する。

15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度で対応し、取引関係を含めた一切の関係を遮断することとする。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制について

「コンプライアンス・マニュアル」の遵守につき、当社の役員及び使用人の全員から誓約書を提出させております。

内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン制度」を規定し、コンプライアンス上問題のある行為等について、直接内部監査室長または外部の第三者窓口で報告できる制度を設けております。

その他に、毎期初に定めている「コンプライアンス・プログラム」に基づいて、今期は「職場におけるパワーハラスメントの防止（改正労働施策総合推進法）」及び「不当要求の防止（反社会的勢力との関係遮断）」に関する社内研修を実施いたしました。

2. リスク管理体制について

リスク管理規程に基づき、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備しております。

3. 取締役の職務の執行について

定例取締役会を毎月1回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

取締役会を補強する会議として執行役員会及び常務会を週1回程度開催いたしました。また、予算会議（予算案及びその見直し案の策定のための討議及び社長への具申）を年2回、開催いたしました。定例取締役会開催日においては、当該定例取締役会付議予定の議案等に関する議案説明及び質疑応答等の場として、社内外の役員が参加する経営会議を開催いたしました。

4. 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

また、「監査役監査基準」に基づく監査役への報告体制の整備、「監査役会規程」に基づく代表取締役との定期的な会合等を通じて、監査役の監査の実効性を確保しております。

5. グループ会社管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、当社は関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告並びに必要なに応じた報告を受け、要打合せ事項として設定している関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受けております。

内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象にしており、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握しております。

また、監査役会として、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックしております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,013,545	2,912,008	660,792	△105,972	5,480,373
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	13,611	—	13,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,013,545	2,912,008	674,403	△105,972	5,493,984
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△38,443	—	△38,443
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	127,185	—	127,185
自 己 株 式 の 処 分	—	△964	—	13,417	12,453
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	△100	—	—	△100
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,064	88,742	13,417	101,095
当 期 末 残 高	2,013,545	2,910,943	763,146	△92,555	5,595,080

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	8,479	8,479	584,798	6,073,651
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	13,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,479	8,479	584,798	6,087,263
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△38,443
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	127,185
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	12,453
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	△100
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,851	△1,851	△15,602	△17,454
当 期 変 動 額 合 計	△1,851	△1,851	△15,602	83,641
当 期 末 残 高	6,627	6,627	569,196	6,170,904

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称 アストマックス・エナジー・サービス株式会社
アストマックスえびの地熱株式会社
アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社
アストマックス・エネルギー株式会社
長万部アグリ株式会社
株式会社八戸八太郎山ソーラーパークSouth (匿名組合)
合同会社あくとソーラーパーク (匿名組合)
くまもとんソーラープロジェクト株式会社 (匿名組合)
九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合

当連結会計年度において、前連結会計年度末まで連結の範囲に含めておりましたアストマックス・トレーディング株式会社は、2021年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったアストマックス・エネルギー合同会社は、2021年10月1日付で同じく当社の連結子会社であるアストマックス・エネルギー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社であった合同会社霧島福山太陽光発電所 (匿名組合) は、匿名組合契約が終了し2022年2月10日付で清算が完了したことから、連結の範囲から除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの期間損益は連結計算書類に含めております。

連結子会社であるアストマックス・エナジー・サービス株式会社は、2021年11月18日開催の取締役会で解散を決議し、清算手続き中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称 PayPayアセットマネジメント株式会社

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式
等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している）

市場価格のない株式
等

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品

太陽光発電設備については個別法による原価法及び太陽光発電設備以外については移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

機械及び装置以外の有形固定資産については、定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、機械及び装置は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～42年

機械及び装置 7～17年

車両運搬具 7年

器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により計算した貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ インセンティブ給引当金 専門職従業員（ディーラー等）に対する報酬支給に備えるため、将来の報酬支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金 係争中の訴訟等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。
- ⑤ 修繕引当金 再生可能エネルギー事業関連設備の定期的な大規模修繕に備えて、その支出見込額を次回の定期修繕までの期間に配分して計上しております。
- ⑥ 製品保証引当金 販売した製品に関する保証費用を合理的に見積り、今後支出が見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① 顧客との契約から生じる収益の計上基準 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記) に記載のとおりであります。
- ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受領時に営業収益と営業費用を計上する方法によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法 開業費は、定額法（5年）により償却しております。
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- ② 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- ③ 控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。
- ④ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ⑤ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、電力の小売取引に係る収益の認識方法について、従来は、検針日時点の顧客の電力使用量に基づき収益を認識しておりましたが、決算日時点までに生じた収益の見積りを行い収益を認識する方法に変更しております。また、その他の主な影響として、取引のうち第三者のために回収する額について、従来は、取引価格に含めて顧客から受け取る対価の総額を営業収益として認識しておりましたが、取引価格に含めず顧客から受け取る対価から控除した純額で営業収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業収益は38,223千円減少し、営業費用は73,834千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ35,610千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は13,611千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度に開始した蓄電池リースに関連する取引に係る収益につきましては、連結損益計算書上、「小売事業収益」(前連結会計年度149,093千円)に含めて表示しておりましたが、経営管理区分の変更に伴い、当連結会計年度より「再生可能エネルギー関連事業収益」(当連結会計年度562,223千円)に含めて表示しております。

なお、蓄電池リースに関連する取引に係る収益の前連結会計年度の残高は5,961千円、当連結会計年度の残高は38,520千円です。

(会計上の見積りに関する注記)

地熱発電開発事業に係る固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	金額
建物及び構築物	664千円
建設仮勘定	2,248,602千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、当社の連結子会社であるアストマックスえびの地熱株式会社を通じて、再生可能エネルギー関連事業の一つとして、地熱発電開発事業を推進しております。

地熱発電開発事業の資産グループについては、事業の開発段階であるため、アストマックスえびの地熱株式会社の取締役及び当社の取締役会で承認した事業計画とその進捗状況等に基づき減損の兆候の有無を判断した結果、当連結会計年度において減損の兆候は識別しておりません。

事業計画は、系統連系の方法、当局や地元自治体等からの許認可、発電所の建設工事コスト、発電所の運転開始時期、蒸気や熱水の噴出量に基づく発電量、FIT制度（固定価格買取制度）やFIP制度（フィードインプレミアム制度）等の電力単価に関連する規制、発電所稼働後の運転コスト等の仮定に基づき策定しております。事業計画に含まれる仮定は高い不確実性があるため、事業計画に大幅な見直しが必要となり当該資産グループの収益性が低下した場合、翌連結会計年度以降において、減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	423,504千円
営業未収入金	45,550千円
差入保証金	750,000千円
建物及び構築物	187,219千円
機械及び装置	2,234,652千円
器具及び備品	318千円
資産合計	<u>3,641,245千円</u>

上記に対応する債務

社債	1,000,000千円
長期借入金（1年内返済予定を含む）	<u>2,139,827千円</u>
債務合計	<u>3,139,827千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,592,261千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 13,160,300株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年4月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	38,443	3円00銭	2021年3月31日	2021年6月29日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	38,575	3円00銭	2022年3月31日	2022年6月29日

4. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	345,745	—	43,849	301,896

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

当社の取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 43,849株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

連結子会社が営むディーリング事業において、商品先物を中心とするデリバティブ取引や相対取引を実行する上で必要とされる資金は、取引ブローカー等に対し取引証拠金として預け入れております。

また、アセット・マネジメント事業を営む持分法適用会社が運用業務を受託する投資信託に対し、シードマネーとして当社企業グループの自己資金を投入する場合があります。

一時的な余裕資金に関する運用は、流動性確保と与信リスク回避を最優先し、短期的な銀行預金に限定しております。

資金調達には、銀行等金融機関より運転資金の短期資金借入、社債の発行及び再生可能エネルギー関連事業に係るプロジェクトファイナンスでの長期資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社企業グループが業務上対象とする金融商品は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。

主たる業務として行っているデリバティブ取引は、商品先物取引、通貨先物取引、株価指数先物取引及び商品先物オプション取引などがあります。

営業債権である営業未収入金は、その大半が電力取引関連事業の販売先に対する債権であり、販売先の信用リスクに晒されております。

営業債権である差入保証金のうち取引に係る証拠金は、国内取引ブローカー及び海外取引ブローカーを介した国内清算機関及び海外清算機関への証拠金であり、信用リスクは低いものでありますが、当該証拠金を上回る余剰部分は分離保管義務があるものの取引ブローカーの信用リスクに晒されております。

営業債権であるリース債権は、国内事業会社に対する契約であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当社企業グループが保有する市場価格のない株式等は、持分法適用会社の非上場株式及び業務上の関係を有する企業の非上場株式等であり、非上場企業の信用リスクに晒されております。

また、当社企業グループが保有する時価のある投資有価証券は、持分法適用会社が設定又は運用するファンド等への出資であり、当該ファンド等の運用成績如何によって、投下資本が上下するリスクを有しております。

さらに、海外取引所の会員権である外貨建ての出資金については、出資先の信用リスクに加え、為替の変動リスクを有しておりますが、保有する外貨建て資産の総額に相当する額を海外における先物取引市場でヘッジ取引を行うことにより、短期的な為替の変動リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク及び流動性リスクの管理

当社企業グループは、主たる業務のひとつであるディーリング事業において、金融商品に係る市場リスク及び流動性リスクを最小限に抑制するために、ディーリング業務のリスク管理規程及びディーリング運用管理規程等の社内規程に従い厳格に管理しております。

なお、組織上リスクコントロールを担うセクション並びに取引ルール等を定める委員会組織を設置しております。委員会では、取引を行う事業部に対して許容可能なリスク量（取引枠）をあらかじめ定めるとともに、運用環境、当社財務状況等を勘案した運用枠等の見直しを行っております。リスクコントロールを担うセクションでは、社内規程及び委員会で定められた基準に従い、日次及びリアルタイムでのポジション管理等、厳格な運用モニタリングを行っております。

また、こうしたリスク管理に関する事項は、統計的データに集約し、月次ベースにて取締役会に報告しております。

② 信用リスクの管理

当社企業グループは、個別与信先の事業内容、成長性及び外部格付け機関による信用データ等を総合的に勘案した与信限度額の設定を行っており、与信先の新規設定、限度額の変更については、金額的重要性が高いものは取締役会で、金額的重要性が低いものは社内稟議にて決定されます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、「現金及び預金」、「営業未収入金」、「差入保証金」、「営業未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) リース債権	313,216	249,776	△63,440
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	116,949	116,949	—
資産計	430,165	366,725	△63,440
(1) 社債（*1）	1,070,000	1,029,420	△40,579
(2) 長期借入金（*2）	2,323,489	2,331,835	8,345
(3) 長期預り金	1,293,341	1,243,812	△49,529
負債計	4,686,831	4,605,068	△81,762
デリバティブ取引（*3）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	21,199	21,199	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	21,199	21,199	—

（*1） 1年内償還予定の社債は、社債に含まれております。

（*2） 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含まれております。

（*3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1） 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、以下のとおりであります。

① その他有価証券

(単位：千円)

区分	連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	99,368	92,500	6,868
小計	99,368	92,500	6,868
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	17,581	19,969	△2,388
小計	17,581	19,969	△2,388
合計	116,949	112,469	4,480

(注) 減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50%程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。また、50%程度以下下落であっても、30%以上下落しているものについては、その下落状況が継続しているものについて、財政状態や営業状況を個別に検討し、時価が取得原価まで回復する可能性が乏しいと判断された場合は、減損処理することとしております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 商品関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	先物取引				
	貴金属				
	売建	1,730,775	—	△8,119	△8,119
	買建	1,738,717	—	17,422	17,422
	エネルギー				
	売建	6,525,781	—	△650,596	△650,596
	買建	7,971,310	—	716,871	716,871
	農作物				
売建	6,693	—	23	23	
買建	10,932	—	△135	△135	
	合計	—	—	—	75,465

(b) 通貨関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	為替先物取引				
	売建	1,887,694	—	△2,063	△2,063
	買建	1,677,556	—	△52,201	△52,201
	合計	—	—	—	△54,265

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

内容	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式等 (*1)	465,744
② 出資金	33,243

(*1) 非上場株式等については、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	2,648,008	—	—	—
営業未収入金	399,341	—	—	—
リース債権	20,753	93,874	96,168	102,419
差入保証金	2,597,247	—	—	—
合計	5,665,351	93,874	96,168	102,419

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
社債	20,000	20,000	1,020,000	10,000	—	—
長期借入金	237,393	227,250	227,250	227,250	220,892	1,183,454

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 商品関連	26,527	48,937	—	75,465
資産計	26,527	48,937	—	75,465
デリバティブ取引 通貨関連	54,265	—	—	54,265
負債計	54,265	—	—	54,265

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した連結貸借対照表における投資信託の金額は116,949千円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権	—	249,776	—	249,776
資産計	—	249,776	—	249,776
社債	—	1,029,420	—	1,029,420
長期借入金	—	2,331,835	—	2,331,835
長期預り金	—	1,243,812	—	1,243,812
負債計	—	4,605,068	—	4,605,068

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は相場価格を用いて評価しております。取引所等において活発な市場で値付けがされている取引銘柄はレベル1の時価に、それ以外の取引銘柄はレベル2の時価に分類しております。

リース債権

回収に長期間を要する債権については、信用リスクを加味した受取見込額を残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

社債および長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利による社債及び長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価は、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位:千円)

	報告セグメント					
	再生可能エネルギー 関連事業	電力取引 関連事業	小売事業	アセット・マネジメン ト事業	ディーリング事業	計
営業収益						
電力販売	389,823	10,484,423	377,356			11,251,603
保守・運用	97,105					97,105
業務代行サービス		66,047				66,047
アセットマネジメント (うち、成功報酬)				148,280 (-)		148,280 (-)
その他	36,774	7,349	4,506			48,630
顧客との契約 から生じる収益	523,703	10,557,820	381,862	148,280		11,611,666
その他の収益 (注1)	38,520	752,021			343,747	1,134,288
外部顧客への営業収益	562,223	11,309,842	381,862	148,280	343,747	12,745,955

	その他 (注2)	合計	調整額	連結損益計算書計上額
営業収益				
電力販売		11,251,603	—	11,251,603
保守・運用		97,105	—	97,105
業務代行サービス		66,047	—	66,047
アセットマネジメント (うち、成功報酬)		148,280 (-)	—	148,280 (-)
その他	23,416	72,046	—	72,046
顧客との契約 から生じる収益	23,416	11,635,083	—	11,635,083
その他の収益 (注1)		1,134,288	—	1,134,288
外部顧客への営業収益	23,416	12,769,372	—	12,769,372

- (注) 1. 「その他の収益」の「ディーリング事業」「電力取引関連事業」は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づくデリバティブ取引から生じる収益であります。「その他の収益」の「再生可能エネルギー関連事業」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、地方創生事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

「顧客との契約から生じる収益」の主要な区分ごとの収益認識基準は以下のとおりです。

① 電力販売

再生可能エネルギー設備（太陽光発電所）における発電による売電収益

再生可能エネルギー設備で発電された電力を一般電気事業者等の顧客に対して販売しております。当該電力の販売については、顧客に電力を納入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

電力卸売による売電収益

発電事業者・取引所等から調達した電力を小売電気事業者等の顧客に対して販売しております。当該電力の販売については、顧客との個別契約に定める需給地点において顧客に電力を納入した時点で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

電力小売による売電収益

発電事業者・取引所等から調達した電力を顧客である一般消費者に対して販売しております。当該電力の販売については、顧客に電力を納入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。販売促進目的のキャッシュバック等の顧客に支払われる対価は、取引価格から減額しております。

② 保守・運用

主として、太陽光発電所の維持と運営管理にかかるサービスを提供しております。当該サービスの履行義務については、時の経過に伴い充足されると判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

③ 業務代行サービス

主として、電力取引関連事業での小売電気事業者等との顧客管理、需給管理等各種業務の代行サービスを提供しております。当該サービスについては、顧客の電力の調達に応じてまたは契約の期間にわたり役務提供の履行義務が充足されると判断し、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ アセットマネジメント

主として、ファンドの運用管理にかかるサービスを提供しております。当該サービスのうち管理報酬は、ファンドの運用管理業務を提供するサービスに対する支配が一定期間にわたり移転するため、運用期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。また、当該サービスのうち成功報酬は、契約上定められた運用成果の達成により履行義務が充足されると判断し、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は主として1年以内に受領しており、顧客への財やサービスの移転より前に受領する場合について、履行義務が充足するまで契約負債（前受金）を認識しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債

(単位：千円)

	当連結会計年度
前受金（期末残高）	321,219

- (注) 1. 契約負債は、主として、電力販売、業務代行サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。
3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、43,367千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 435円65銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益金額 | 9円90銭 |

(注1) (会計方針の変更に関する注記) に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ、2円77銭増加しております。

(その他の注記)

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

1. 取引の概要

(1) 被合併企業の名称及び事業の内容

被合併企業の名称 アストマックス・トレーディング株式会社 (以下、「ASTRA社」という。)

事業の内容 ディーリング事業、再生可能エネルギー関連事業、電力取引関連事業、小売事業 (電力・ガス)

(2) 合併日 (効力発生日)

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、ASTRA社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アストマックス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、2012年10月、当社グループの事業間におけるファイア・ウォール（業務隔壁）の徹底、管理業務の効率化及びコスト削減等を目的とし、持株会社として設立され、グループ各社の管理業務を、当社に集約して事業に取り組んでまいりました。

2019年4月1日付でアストマックス投信投資顧問株式会社（現PayPayアセットマネジメント株式会社）が当社の連結子会社から外れ、ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）の傘下に入ったことを契機に、当社グループにおける意思決定の更なる迅速化と柔軟な事業展開の実現を目指すべく、今般、当社がASTRA社を吸収合併し、持株会社体制を解消することといたしました。

この合併により、当社は、持株会社体制において培ったガバナンス能力を引き続き発揮しつつ、当社取締役会と事業子会社の取締役会が併存していたことによる重複感の解消、経営資源の一層の有効活用を図り、さらなる業績向上につなげていく所存です。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,013,545	1,013,545	948,098	1,961,644	1,638,823	1,638,823
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	△38,443	△38,443
当期純利益	－	－	－	－	343,210	343,210
自己株式の処分	－	－	△964	△964	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△964	△964	304,766	304,766
当期末残高	2,013,545	1,013,545	947,134	1,960,679	1,943,589	1,943,589

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△105,972	5,508,040	7,341	7,341	5,515,381
当期変動額					
剰余金の配当	－	△38,443	－	－	△38,443
当期純利益	－	343,210	－	－	343,210
自己株式の処分	13,417	12,453	－	－	12,453
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	△2,117	△2,117	△2,117
当期変動額合計	13,417	317,219	△2,117	△2,117	315,102
当期末残高	△92,555	5,825,259	5,223	5,223	5,830,483

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

①投資有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
関係会社有価証券	投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している）
-----------------	--

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
------------	-------------

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品	太陽光発電設備については個別法による原価法及び太陽光発電設備以外については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
----	---

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

機械及び装置以外の有形固定資産については、定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、機械及び装置は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～42年
機械及び装置	8～17年
車両運搬具	7年
器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により計算した貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) インセンティブ給引当金

専門職従業員（ディーラー等）に対する報酬支給に備えるため、将来の報酬支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 修繕引当金

再生可能エネルギー事業関連設備の定期的な大規模修繕に備えて、その支出見込額を次回の定期修繕までの期間に配分して計上しております。

(5) 製品保証引当金

販売した製品に関する保証費用を合理的に見積り、今後支出が見込まれる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識に関する注記）に記載のとおりであります。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計及び開示の取扱いを「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計基準の適用が計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式に係る評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	金額
関係会社株式	669,734千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
関係会社株式は、移動平均法による原価法で計上しております。

関係会社株式はいずれも市場価格のない株式に該当し、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、事業計画等を基礎として回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。実質価額の回復可能性を判断するための基礎となる関係会社の事業計画等については、経営者の高度な判断を伴う仮定に基づき策定された事業計画とその進捗状況等により見積っております。なお、当事業年度においてアストマックスえびの地熱株式会社株式222,515千円の実質価額は著しく低下していないことを踏まえ、減損処理は実施しておりません。同社の株式の実質価額は、同社が保有する固定資産の減損の要否によって重要な影響を受けます。同社が保有する固定資産の減損は、連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載の一定の仮定を置き策定された事業計画等を基礎としております。事業計画等に含まれる仮定には高い不確実性があるため、当該株式の実質価額が著しく低下し、回復可能性が見込めないことが判明したときには、翌事業年度以降において、関係会社株式の減損処理を実施する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	144,928千円
2. 取締役、監査役に対する金銭債権又は金銭債務	
金銭債務	79千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 営業収益 429,477千円

 営業費用 73,338千円

 営業取引以外の取引による取引高

 営業外収益 1,165千円

 営業外費用 149千円

(2) 災害による損失

 2018年3月期に売却しました高知県奈半利市の太陽光発電施設に関してメンテナンス等の業務受託をしている当該サイトについて、台風等による法面崩落の被害に関して現所有者との協議で2022年3月に一部の原状回復費用負担が決定したため、災害による損失11,000千円を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	301,896株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	4,074千円
インセンティブ給引当金	2,694千円
未払事業税	8,071千円
未払法定福利費	725千円
未払退職金	5,986千円
敷金償却費	4,990千円
関係会社株式評価損	71,882千円
投資有価証券評価損	57,414千円
減損損失否認	12,065千円
減価償却超過額	9,660千円
株式報酬費用	6,604千円
修繕引当金	27,511千円
貸倒引当金	88,148千円
資産除去債務	990千円
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	30,001千円
その他	4,696千円
繰延税金資産小計	<u>335,519千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△319,367千円</u>
評価性引当額小計	<u>△319,367千円</u>
繰延税金負債との相殺額	<u>△16,152千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>－千円</u>

(繰延税金負債)

関係会社株式	31,132千円
株式投資信託評価差額	1,371千円
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	30,001千円
資産除去債務見合資産	863千円
繰延税金負債合計	<u>63,369千円</u>
繰延税金資産との相殺額	<u>△16,152千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>47,217千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.79%
住民税均等割額	0.57%
評価性引当額の増減額	4.44%
その他	0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 40.72%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科 目	期末残高
子会社	アストマックス・エナジー・サービス株式会社	所 有 直 接 100%	役員の兼任(1名)業務受託資金の貸付	連結納税に係る個別帰属額	△591	関係会社未収入金	557
				関係会社貸倒引当金繰入額	10,178		
子会社	アストマックスえびの地熱株式会社	所 有 間 接 100%	役員の兼任(1名)業務受託	連結納税に係る個別帰属額	10,416	関係会社未払金	10,416
子会社	アストマックス・エネルギー株式会社	所 有 直 接 100%	役員の兼任(1名)業務受託資金の貸付	資金の貸付(注1,2)	100,000	関係会社長期貸付金(注2)	270,000
				連結納税に係る個別帰属額	19,615	関係会社未払金	19,615

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。
なお、担保の受け入れはありません。

(注2) 関係会社長期貸付金残高に対して、合計258,601千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において、合計157,235千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(収益認識に関する注記)

連結注記表の(収益認識に関する注記)に記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たりの純資産額 453円44銭
(2) 1株当たりの当期純利益金額 26円72銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

(その他の注記)

完全子会社の吸収合併

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるアストマックス・トレーディング株式会社（以下、「ASTRA社」という。）を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2021年4月1日付でASTRA社を吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当社は、2012年10月、当社グループの事業間におけるファイア・ウォール（業務隔壁）の徹底、管理業務の効率化及びコスト削減等を目的とし、持株会社として設立され、グループ各社の管理業務を、当社に集約して事業に取り組んでまいりました。

2019年4月1日付でアストマックス投信投資顧問株式会社（現PayPayアセットマネジメント株式会社）が当社の連結子会社から外れ、ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）の傘下に入ったことを契機に、当社グループにおける意思決定の更なる迅速化と柔軟な事業展開の実現を目指すべく、今般、当社がASTRA社を吸収合併し、持株会社体制を解消することといたしました。

この合併により、当社は、持株会社体制において培ったガバナンス能力を引き続き発揮しつつ、当社取締役会と事業子会社の取締役会が併存していたことによる重複感の解消、経営資源の一層の有効活用を図り、さらなる業績向上につなげていく所存です。

(2) 合併の要旨

①合併日程

取締役会決議日：2021年1月28日

合併契約締結日：2021年1月28日

吸収合併効力発生日：2021年4月1日

②合併の方式

当社を存続会社、ASTRA社を消滅会社とする吸収合併

③合併に係る割当ての内容

当社完全子会社の吸収合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

④合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤合併後の会社の名称

アストマックス株式会社

(3) 合併当事会社の概要（2021年3月31日現在）

名称	アストマックス・トレーディング株式会社
事業内容	ディーリング事業、再生可能エネルギー関連事業、 電力取引関連事業、小売事業（電力・ガス）
所在地	東京都品川区東五反田2-10-2
代表者の役職・氏名	代表取締役 牛嶋 英揚
資本金	1,000,000千円
資産合計	6,130,421千円
負債合計	3,476,860千円
純資産合計	2,653,560千円
営業収益	11,667,596千円
当期純利益	290,684千円
従業員数	26人

(4) 合併後の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期について変更はありません。なお、事業内容について、当社は、本合併前は持株会社体制で取り組んでおりましたが、本合併後はASTRA社の事業も引き継いでおります。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

なお、合併効力発生日において吸収合併消滅会社から受け入れる資産及び負債の差額と、当社が所有する子会社株式の帳簿価額との差額93,027千円を特別利益（抱合せ株式消滅差益）として計上しております。